



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成28年10月14日金曜日 第2816号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課)..... 1

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (経営支援課)..... 4

## 規 則

### ○愛媛県規則第38号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）の規定に基づき、県が行う中小企業者（機構法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。別表第2を除き、以下同じ。）その他の事業者の事業活動に必要な資金（以下「高度化資金」という。）の貸付けに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>第2条</b> 削除</p> <p><b>附 則</b> (貸付金の限度等の特例)</p> <p>3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け（平成29年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。）を行う場合にあっては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並びに別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸 付 金 の 金 額</th> <th style="text-align: center;">利 率</th> <th style="text-align: center;">据 置 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内</td> <td style="text-align: center;">年0.50パーセント以内</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	貸 付 金 の 金 額	利 率	据 置 期 間	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年0.50パーセント以内	省略	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」という。）の規定に基づき、県が行う中小企業者_____その他の事業者の事業活動に必要な資金（以下「高度化資金」という。）の貸付けに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この規則において、「中小企業者」とは、機構法第2条第1項に規定する者をいう。</p> <p><b>附 則</b> (貸付金の限度等の特例)</p> <p>3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け（平成29年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。）を行う場合にあっては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並びに別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸 付 金 の 金 額</th> <th style="text-align: center;">利 率</th> <th style="text-align: center;">据 置 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内</td> <td style="text-align: center;">年0.65パーセント以内</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	貸 付 金 の 金 額	利 率	据 置 期 間	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年0.65パーセント以内	省略
貸 付 金 の 金 額	利 率	据 置 期 間											
貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年0.50パーセント以内	省略											
貸 付 金 の 金 額	利 率	据 置 期 間											
貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあっては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年0.65パーセント以内	省略											

別表第2（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び組合等（同条第5項に規定する組合等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）	年0.50パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	省略
2 異分野連携新事業分野中小企業者（中野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者をいう。）	異分野連携新事業分野中小企業者（中野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者をいう。）	省略				
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）	年0.50パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	省略
4 省略						
5 施設集	事業協同組合、事業協同小組合	省略				

別表第2（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項に規定する中小企業者等（をいう。）	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項に規定する中小企業者等（をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）	年0.65パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	省略
2 異分野連携新事業分野中小企業者（中野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者をいう。）	異分野連携新事業分野中小企業者（中野開拓計画認定グループ事業を実施する中小企業者をいう。）	省略				
3 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）	年0.65パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合には、無利子とする。ア～ウ 省略	省略	省略
4 省略						
5 施設集	事業協同組合、事業協同小組合	省略				

<p>約化 資金</p>	<p>若しくは協同組合連合会、これらの組合員若しくは所属員（以下「組合員等」という。）である特定中小事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）<u>第3条第1項第3号</u>に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）、企業組合若しくは協業組合、協業組合又は合併会社若しくは出資会社</p>					<p>約化 資金</p>	<p>若しくは協同組合連合会、これらの組合員若しくは所属員（以下「組合員等」という。）である特定中小事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）<u>第2条第1項第3号</u>に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）、企業組合若しくは協業組合、協業組合又は合併会社若しくは出資会社</p>				
<p>6 共同施設資金</p>	<p>特定中小企業団体（政令<u>第3条第1項第2号</u>イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）、その組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は協業組合</p>	<p>省略</p>				<p>6 共同施設資金</p>	<p>特定中小企業団体（政令<u>第2条第1項第2号</u>イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）、その組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合又は協業組合</p>	<p>省略</p>			
<p>7～9 省略</p>						<p>7～9 省略</p>					
<p>10 集積区域整備資金</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者（<u>機構法第2条第1項</u>に規定する中小企業者をいう。）</p>	<p>省略</p>				<p>10 集積区域整備資金</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者_____</p>	<p>省略</p>			

別表第3（第3条 第5条関係）

別表第3（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備資金	政令第3条第2項第1号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。） 同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会等」という。） 又は市町	省略				
2 省略						

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、 <u>100分の90</u> ）以内	年0.50パーセント。 ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。		省略
2 省略						

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備資金	政令第2条第2項第1号に規定する特定会社（以下「特定会社」という。） 同号に規定する一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）、同号に規定する商工会等（以下「商工会等」という。） 又は市町	省略				
2 省略						

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 地域産業創造基盤整備活性化資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については <u>100分の90</u> ）以内	年0.65パーセント。 ただし、災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、無利子とする。		省略
2 省略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
<b>別表第6</b> (第4条関係) 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項							<b>別表第6</b> (第4条関係) 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			知 事	組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			知 事
			部 長	局 長	課 長					部 長	局 長	課 長	
産 業 創 出 課	1・2 省略						産 業 創 出 課	1・2 省略					
	3 <u>中小企業等経営強化法</u> の施行に関する事務	1 株式の取 得の確認 (第7条)						3 <u>中小企業の新たな事業 活動の促進に関する法律</u> の施行に関する事務	1 株式の取 得の確認 (第8条)				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
<b>別表第4</b> (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項							<b>別表第4</b> (第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		局 長	組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		局 長		
			部 長	室 長					部 長	室 長			
商 工 観 光 室	1~12 省略					商 工 観 光 室	1~12 省略						
	13 <u>中小企業 等経営強化 法</u> の施行 に関する事 務	1 経営革新計画の承認及び変 更の承認(第8条第1項、第 9条第1項、第48条第2項)					13 <u>中小企業 の新たな事 業活動の促 進に関する 法律の施行 に関する事 務</u>	1 経営革新計画の承認及び変 更の承認(第9条第1項、第 10条第1項、第39条第2項)					
		2 経営革新計画の承認の取消 し(第9条第2項)						2 経営革新計画の承認の取消 し(第10条第2項)					
		3 調査並びに指導及び助言 (第46条第1項、第4項)						3 調査並びに指導及び助言 (第37条第1項、第3項)					
		4 承認経営革新計画の実施状 況の報告の徴収(第47条第1 項)					4 承認経営革新計画の実施状 況の報告の徴収(第38条第1 項)						
	14~16 省略						14~16 省略						
備考 省略							備考 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 地方局長に対する事務の委任 )</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 <u>中小企業等経営強化法第8条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の承認に關すること。</p> <p>(1)の22 <u>中小企業等経営強化法第9条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に關すること。</p> <p>(1)の23 <u>中小企業等経営強化法第9条第2項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに關すること。</p> <p>(1)の24 <u>中小企業等経営強化法第46条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく調査に關すること。</p> <p>(1)の25 <u>中小企業等経営強化法第46条第4項</u>  <u>      </u>の規定に基づく指導及び助言に關すること。</p> <p>(1)の26 <u>中小企業等経営強化法第47条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく報告の徴収に關すること。</p> <p>(1)の27～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>	<p>( 地方局長に対する事務の委任 )</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の20 省略</p> <p>(1)の21 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第9条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の承認に關すること。</p> <p>(1)の22 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第10条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に關すること。</p> <p>(1)の23 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第10条第2項</u>  <u>      </u>の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに關すること。</p> <p>(1)の24 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第37条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく調査に關すること。</p> <p>(1)の25 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第37条第3項</u>  <u>      </u>の規定に基づく指導及び助言に關すること。</p> <p>(1)の26 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に關する法律第38条第1項</u>  <u>      </u>の規定に基づく報告の徴収に關すること。</p> <p>(1)の27～(68) 省略</p> <p>5・6 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。